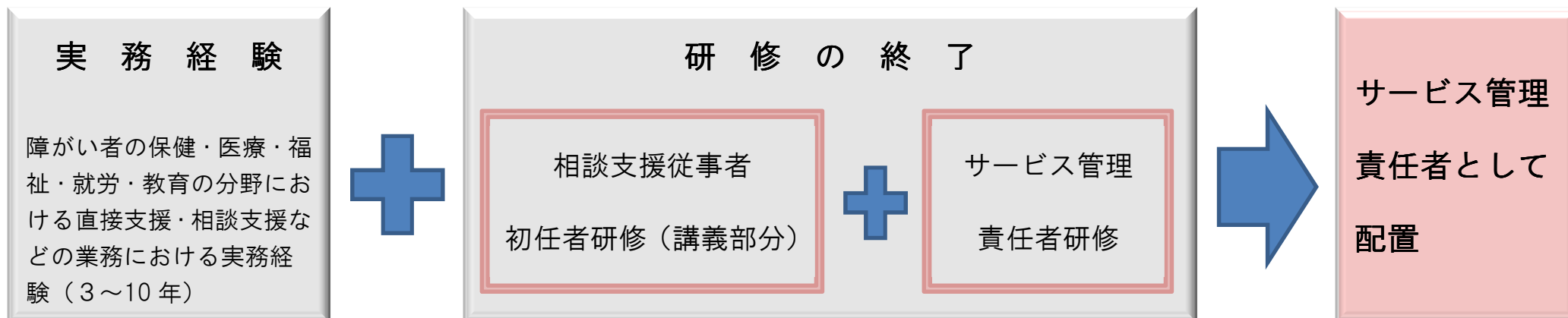


サービス管理責任者の要件



《平成 23 年度までに指定を受けた事業所》

平成 25 年 3 月 31 日までは、研修を受講することを条件として、業務を行うことが可能。

※多機能型事業所については、いずれかの分野の研修を修了していれば、H27.3.31 まで経過措置が延長。

《平成 24 年度以降の新規事業所》

事業開始後 1 年間は、研修を受講することを条件として、業務を行うことが可能。

※多機能型事業所については、いずれかの分野の研修を修了していれば、事業開始後 3 年間まで経過措置が延長。

【研修分野】

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ①介護 | ……療養介護、生活介護 |
| ②地域生活（身体） | ……自立訓練（機能訓練） |
| ③地域生活（知的・精神） | ……自立訓練（生活訓練）、共同生活援助、共同生活介護 |
| ④就労 | ……就労移行支援、就労継続支援 |